

独立行政法人国際交流基金
第5期中期目標

令和4年3月2日

令和6年2月26日一部改正

外務省

目次

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割.....	1
2. 中期目標の期間	2
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
(1) 文化芸術交流事業の推進及び支援	2
(2) 海外における日本語教育、学習の推進及び支援	4
ア 海外の日本語教育環境の整備	5
イ 日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語学習プラットフォームの提供	5
(3) 海外日本研究及び国際対話・ネットワーク形成の推進及び支援	8
ア 海外の日本研究の推進及び支援	9
イ 国際対話・ネットワーク形成の推進	9
(4) 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	12
(5) 海外事務所等の運営	13
(6) 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進	14
4. 業務運営の効率化に関する事項	14
(1) 組織マネジメントの強化	14
(2) 業務運営の効率化、適正化	15
ア 経費の効率化	15
イ 人件費管理の適正化	16
ウ 調達方法の合理化	16
(3) 業務の電子化	16
5. 財務内容の改善に関する事項	16
(1) 財務運営の適正化	16
(2) 安全性を最優先した資金運用	17
(3) 保有資産の必要性の見直し	17
6. その他業務運営に関する重要事項	17
(1) 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施	17
(2) 内部統制の充実・強化	18
(3) 安全管理	19
(4) デジタル化の推進	19
ア ICT を活用した事業の展開	19
イ 情報セキュリティ対策	20
(添付) 独立行政法人国際交流基金に係る政策体系図、使命等と目標との関係	21

独立行政法人国際交流基金 第5期中期目標

令和4年3月2日
令和6年2月26日一部改正
外務省

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国は、文化その他の分野における国際交流を、安全保障、経済協力等と並ぶ外交政策の柱の1つに位置付けており、外務省の政策体系においては、基本目標として地域別の外交政策と、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、横断的な政策分野の1つとして広報・文化交流等に関する基本目標の下で国際文化交流の促進を行っている。

戦後、国際社会の中で民主国家・平和国家・文化国家として積極的な役割を担ってきた我が国にとって、良好な国際関係の前提たる諸国民間の相互理解の促進は、いわば我が国外交の基本ともいえるべきものであり、そのための最も有効な手段の1つが国際文化交流である。文化を通じて諸国民が心と心のつながりをもつことは、互いに想像力を発揮しあう上で、はかりしれない役割を果たす。

基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを法人の目的としている。現に、特殊法人として昭和47年に発足して以来、基金はかかる意義をもつ国際文化交流を展開するための基盤としての役割を一貫して果たし、世界各地で専門家や関係機関等との間に信頼関係を構築するとともに、蓄積された専門的な知見を活用し、中長期的な視野の下で広く諸外国との国際文化交流の実施を担ってきた。

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大による影響や、国際社会における自国中心主義や内向き志向の強まりにより、国同士の交流や連携が停滞しかねない現下の状況において、特に対話や協働といった手法による事業を通じた日本と世界のつながりの維持・発展が一層重要になっている。さらに、世界の主要国がパブリック・ディプロマシーにより一層力を入れるようになる中、我が国への理解や良好なイメージの構築の必要性が高まっている。こうした中、基金は、パブリック・ディプロマシーの推進に向け、国際文化交流を専門的に担う我が国唯一の行

政機関として、長期的視野の下、我が国の文化・芸術の海外への紹介や、海外における日本語教育及び日本研究の普及を進めるとともに、日本と各国・地域の知識層及び幅広い市民・青少年層の相互理解の促進と信頼醸成のための対話等を通じて、我が国の対外発信の強化に貢献することが求められている。また、基金は外交政策や優先課題に対応した機動的かつ柔軟な事業実施を行うとともに、国際文化交流を通じて国内の地域活性化や多文化共生社会実現を促進するよう留意すべきである。

また、これらの事業を行うに当たっては、デジタル技術も活用するとともに、広報活動や事業評価等を通じて、その成果を発信し、国際文化交流に対する国民の理解と参画を得るよう一層の努力をすべきである。

以上の認識に立って、基金は、官民の関係機関と連携を密にし、中核的な文化外交の実施機関としての役割を果たしていくことが必要である。

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

基金が、政府の外交政策に基づいて、我が国の文化外交の実施機関として、総合的かつ効率的に国際文化交流事業を実施するため、

(1) 文化芸術交流事業の推進及び支援

(2) 海外における日本語教育、学習の推進及び支援

(3) 海外日本研究及び国際対話・ネットワーク形成の推進及び支援

(4) 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

(5) 海外事務所等の運営

(6) 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進を柱として業務を実施し、(1)から(6)までをそれぞれ一定の事業等のまとまりと捉え、評価する。

(1) 文化芸術交流事業の推進及び支援

多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介し、また双方向型の事業を実施することにより、文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与することが必要である。そのため、我が国の舞台芸術、美術、映画、文学等を海外に紹介する事業、国際共同制作や人物交流等を含む双方向型及び共同作業型の事業を実施又は支援する。

これらの実施に際しては、外交政策上の必要性を念頭に、相手国との交流状況、各国における日本文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等も踏まえ、事業のインパクトや波及効果を高めるよう留意し、これまで基金の事業に参加したことがなかった層への働きかけ強化を含め対日関心層の拡大を図る。また、日本国内外において、情報の収集やネットワーク形成を行い、効果的な事業の実施につなげる。

【指標 1-1】 主催事業の実施による対日関心喚起、日本理解促進状況
(関連指標)

- ・ 主催事業実施件数 (平成 29～令和 2 年度実績平均値 148 件/年)
- ・ 主催事業における報道件数
- ・ 日本祭り開催支援事業の来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・ 主催事業の目的達成度に関する外部評価

【指標 1-2】 公演来場者数 1 公演あたり平均 500 人以上

【指標 1-3】 映画上映会視聴者数 1 プロジェクトあたり平均 1,800 人以上
(関連指標)

- ・ 日本映画祭視聴者における初参加者の割合

【指標 1-4】 放送コンテンツ海外展開事業において、59 か国以上、のべ 600 番組以上の提供

【指標 1-5】 日本語パートナーズ受入れ校の教師や生徒等が参画する文化芸術事業実施件数 令和 8 年度末までに 70 件以上

【指標 1-6】 次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ーを通じ、政府・主要文化機関等において日本との交流事業を実施できる日本文化・芸術に精通した専門家の育成 令和 8 年度末までに 60 人以上

<目標の設定及び水準の考え方>

(定量的指標)

【指標 1-2】 公演への来場者目標数について、前々期及び特殊要因が重なった前期中期目標期間で達成した水準と同程度を目指すとの考えから、平成 24～令和元年度実績平均値 (1 公演あたり 530 人) 程度を目標とする (令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし)。

【指標 1-3】 映画上映会への視聴者目標数について、前々期及び特殊要因が重なった前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成

24～令和2年度実績平均値（1プロジェクトあたり1,784人）を上回る水準を目標とする。

【指標1－4】令和3年10月末時点の見込に基づき設定。

【指標1－5】日本語パートナーズ受入れ校の教師や生徒等が参画する文化芸術事業を令和15年度末までに300件実施する水準を目標とする。

【指標1－6】次世代共創パートナーシップ文化のWA2.0ーを通じ、政府・主要文化機関等において日本との交流事業を実施できる日本文化・芸術に精通した専門家を令和15年度末までに300人育成する水準を目標とする。

（定性的指標）

文化芸術交流事業の成果の質的側面については、相手国との交流状況やニーズ等を的確に踏まえた案件形成が行われたか、新たな対日関心層の掘り起こしにつながったか、事業を通じて対日関心喚起や日本理解促進等への寄与が認められたか等について、関連指標の推移や、成果発現に向けた法人の創意工夫等を勘案して、総合的に評価する。

＜想定される外部要因＞

二国間関係の悪化やテロ等治安状況の悪化、新型コロナウイルス感染症に代表されるパンデミックが事業実施の阻害要因となったり、事業成果に影響を与えたりする可能性がある。

＜重要度の設定＞

【重要度：高】

世界の主要国がパブリック・ディプロマシーにより一層力を入れるようになる中、我が国への理解や良好なイメージの構築の必要性が高まっていることを踏まえ、基金は、文化芸術交流事業分野において、これまで培ったネットワークを維持・発展させるような事業展開を引き続き求めるのみならず、コロナ禍の影響等により生じている世界各国の状況変化に対応し、オンラインも効果的に活用した事業実施等、戦略的な事業展開を行うことが必要である。

（2）海外における日本語教育、学習の推進及び支援

海外における日本語教育は、日本文化を始めとする我が国への理解を深め、かつ、我が国と各国・地域との交流の担い手を育て、友好関係の基盤を強化する上で極めて重要である。また、日本語教育の普及は、海外において日本語能力を有する有為な人材の持続的な輩出にも資する。

そのため、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）の趣旨も踏まえ、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関、国内の関係機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地を作るために必要な取組を推進する。

事業実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針に基づき効果的・効率的な実施に努める。

ア 海外の日本語教育環境の整備

海外において、質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、日本語専門家を基金海外事務所や海外の日本語教育中核機関等に派遣し、各国・地域の主要な日本語教育機関に対して教育カリキュラムや教材に関する指導・助言等を行うとともに、海外における日本語教師の技能向上に資する研修事業を行う。併せて、各機関が日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連事業等に係る経費に対する支援を行うほか、教育機関や日本語教師同士の情報共有や相互協力を促すネットワークを強化する。加えて、各国・地域における日本語教育の新たな開始や継続実施に対する後押しが必要の際は、在外公館と連携しつつ、教育機関や行政機関等への働きかけを行う。また、各国・地域の状況や政策的要請を踏まえ、学習ニーズに対応した専門的な日本語学習の機会を提供する研修等を実施する。

イ 日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語学習プラットフォームの提供

外国語教育の国際標準（ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR））を踏まえて基金が作成した「JF 日本語教育スタンダード」に基づくカリキュラムや教材の利用を促し、海外における日本語教育の充実を図る。また、日本語を母語としない学習者が、総合的な言語知識・運用能力や、生活・就労の場面におけるコミュニケーション能力等、多様な目的に応じて必要とする日本語能力を適切に測定・評価するための手段として、各国・地域で利用される日本語能力評価のための試験について、政策的要請も踏まえつつ、引き続き効果的かつ効率的な実施に努める。

更に、地理的な制約を越えて全世界の日本語学習者に質の高い学習機会を提供するべく、オンライン日本語学習プラットフォームの構築・運営等を行う。

上記に加え、各国・地域の日本語教育及び学習環境に即した事業を適切に行うため、また、日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育事情・学習調査を行い、情報を広く提供する。

(ア. 海外の日本語教育環境の整備関連の指標)

【指標 2-1】 各国・地域の日本語教育環境等を適切に踏まえた各施策の実施による日本語教育の推進状況

(関連指標)

- ・ 日本語専門家派遣ポスト数 (平成 29~令和 2 年度実績平均値 137 ポスト/年)
- ・ 日本語教育機関への助成実施国数 (平成 29~令和 2 年度実績平均値 87 各国/年)
- ・ 日本語教育機関への助成件数 (平成 29~令和 2 年度実績平均値 550 件/年)
- ・ 事業参加者・助成対象機関・専門家派遣先等アンケート 「有意義度」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・ 研修事業参加者アンケート 「日本語教授法への理解向上」「学習意欲向上」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・ 日本語学習者数 (海外日本語教育機関調査) (2018 年調査結果 3,851,774 人)

【指標 2-2】 基金海外事務所の主催事業年間実施件数 259 件以上

【指標 2-3】 日本語教師研修会への年間参加者数 13,866 人以上

【指標 2-4】 日本語パートナーズ派遣数 令和 5 年度末までに 625 人以上
(累計のべ 3,000 人以上)

(関連指標)

- ・ パートナーズ/パートナーズ派遣先機関アンケート 「有意義」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・ パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて日本語学習意欲向上を測る項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・ パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・ パートナーズ派遣裨益者数 (パートナーズから日本語の指導を受けた学習者数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数)
- ・ 次世代共創パートナーシップ文化の WA2.0-を通じ、中等教育機関において日本語教育を新規にカリキュラムとして導入した学校数 (令和 15 年度末までに新たに 150 校以上)
- ・ 日本語パートナーズを 3 年連続以上継続して受け入れる学校数 (令和 15 年度末までに 100 校以上)

(イ. 日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語学習プラットフォームの提供関連の指標)

【指標 2-5】日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトの年間アクセス数 42,833,622 件以上

【指標 2-6】日本語教材「まるごと」販売部数 中期目標期間中 360,640 部以上

(関連指標)

- ・日本語教材「まるごと」使用国数 (令和 2 年度末時点実績 56 か国)

【指標 2-7】日本語能力評価のための試験実施状況

(関連指標)

- ・日本語能力試験 (JLPT) 実施国数 (平成 29~令和元年度実績平均値 84 か国/年)
- ・日本語能力試験 (JLPT) 実施都市数 (平成 29~令和元年度実績平均値 249 都市/年)
- ・日本語能力試験 (JLPT) 海外受験者数 (平成 29~令和元年度実績平均値 651,433 人/年)
- ・日本語能力試験 (JLPT) 試験収支バランス
- ・国際交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic) 実施国・都市数
- ・国際交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic) 受験者数

【指標 2-8】e ラーニングの受講者数 中期目標期間中 450,000 人以上

<目標の設定及び水準の考え方>

(定量的指標)

【指標 2-2】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成 29~令和 2 年度の実績平均値 (259 件/年) を上回る水準を目標とする。

【指標 2-3】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成 29~令和 2 年度の実績平均値 (13,886 件/年) を上回る水準を目標とする。

【指標 2-4】令和 5 年度までに 3,000 人以上の派遣を目標としており、第 4 期中期目標期間中の派遣見込み数 2,375 人を踏まえ、625 人以上を目標とする。

【指標 2-5】令和 2 年度末時点実績値 (42,833,622 件) を上回る水準を目標とする。

【指標 2-6】前期中期目標期間実績 (360,640 部) を上回る水準を目標とする。

【指標 2-8】前期中期目標期間実績 (432,906 人) を上回る水準を目標とする。

(定性的指標)

各国・地域ごとの日本語教育環境の維持・発展に資する成果があがったかについては、当該国・地域のニーズ等を踏まえて戦略的に事業を組み合わせ対応したか、日本国内への外国人材の円滑な受入れ等、新たな社会需要に対応する学習ニーズに効果的に対応したか等について、関連指標の推移や、成果発現に向けたオンラインの活用を始めとする法人の創意工夫等を勘案して、総合的に評価する。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

- 各国・地域の教育制度の変更、新型コロナウイルス感染症に代表されるパンデミック等に影響を受ける可能性がある。
- 【指標2-7】日本語能力評価のための試験実施状況の下に設定している国際交流基金日本語基礎テストの関連指標については、試験実施に関する政府方針、及び人材受入れニーズや技能試験の実施状況等を踏まえつつ実施された結果を表すものであることに留意する必要がある。

<重要度、困難度の設定>

【重要度：高】

基金は、日本語教育推進法及びそれに基づき閣議決定された基本方針において、海外における日本語教育の充実や日本語能力の評価に向けた諸施策の中心的担い手と位置付けられているため。

【困難度：高】

我が国の外国人材受入れを含め、国際交流基金の日本語教育事業に対する需要が高まる中、国内外の数多くの関係機関及び関係者と連携して確実かつ適切に事業を実施する必要があるため。

(3) 海外日本研究及び国際対話・ネットワーク形成の推進及び支援

各国・地域の知識層及び市民・青少年層の対日理解の増進と対日関心の維持拡大を図り、深い相互理解と信頼関係に基づく日本との良好な関係構築を促進するために、その基盤となる海外における日本研究の振興を図るとともに、国際的重要課題等に関する日本と諸外国との協働作業が求められている状況を踏まえ、海外の幅広い層との国際対話・ネットワーク形成に資する人材育成・交流事業を実施する。

ア 海外の日本研究の推進及び支援

海外の日本研究は、各国・地域における対日理解の基礎となるものであることを踏まえ、基金は、日本研究フェローシップや日本研究機関支援等のプログラムを効果的に運用して、次世代の人材育成や中長期的な基盤整備等、各国・地域の日本研究の発展を支援する。

その際、各国・地域の日本研究の状況及びニーズの把握を十全に行うとともに、他の機関による関連施策や取組も踏まえて必要な支援を見極めて実施することとする。また、相手国の研究者育成のみならず、今後の国際対話を担う幅広い次世代層の日本理解増進にも繋がるよう留意する。加えて、日本国内外の多様な研究者と連携することで、日本研究のグローバル化にも貢献するよう努める。

イ 国際対話・ネットワーク形成の推進

日本と各国・地域の相互理解の促進と信頼醸成を目的として、国際的重要課題等についての対話や協働作業を一層推進する。また、それらを担う次世代人材を育成する。

特に、日米関係の更なる緊密化のため、日米が共同で世界の共通課題の解決に貢献するに当たり必要な人材の育成事業や、青少年を中心とする日中両国民相互間の信頼構築のために、高校生の交流事業等により日中間相互交流の促進を行う。

これらの事業実施に当たっては、対話や交流の基礎となる日本の文化・社会的背景や日本の持つ知見、経験の積極的な発信を通じた国際貢献に努め、併せて、日本の地方と国際社会の結びつきを強化し、地域社会の活性化や多文化共生社会の実現等にも資する国際的な交流のネットワークを構築するとともに、事業実施後の効果的なフォローアップについても留意する。

(ア. 海外の日本研究の推進及び支援関連の指標)

【指標 3-1】 各国・地域の日本研究環境等を適切に踏まえた各施策の実施による日本研究の推進状況

(関連指標)

- ・フェローシップ人数／国・地域数（平成 29～令和 2 年度の実績平均値 150 人／37 か国／年）
- ・フェローアンケート 「有意義」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・助成対象機関アンケート 「有意義」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

・ 支援機関における日本研究関連講座等の受講者数

【指標 3-2】 日本研究フェローシップ終了後 3 年以内の学者・研究者フェローの成果発表件数（論文引用実績及びメディア発信含む） 1 人あたり平均 3 件以上

【指標 3-3】 複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関し、5 段階評価（高 5 点～低 1 点））で平均 3.75 点以上

【指標 3-4】 次世代共創パートナーシップ文化の WA2.0-を通じ、大学・シンクタンク等における日本研究者及び対日理解を有する各分野の専門家の育成 令和 8 年度末までに 75 人以上（「イ. 国際対話・ネットワークの形成の推進関連」にも該当）

【指標 3-5】 次世代共創パートナーシップ文化の WA2.0-を通じ、大学・シンクタンク等において育成した日本研究者及び対日理解を有する各分野の専門家による政府及び知的コミュニティへの発信・提言 令和 8 年度末までに 150 件以上（「イ. 国際対話・ネットワークの形成の推進関連」にも該当）

（イ. 国際対話・ネットワーク形成の推進関連の指標）

【指標 3-4】 次世代共創パートナーシップ文化の WA2.0-を通じ、大学・シンクタンク等における日本研究者及び対日理解を有する各分野の専門家の育成 令和 8 年度末までに 75 人以上（「ア. 海外の日本研究の推進及び支援関連」にも該当）

【指標 3-5】 次世代共創パートナーシップ文化の WA2.0-を通じ、大学・シンクタンク等において育成した日本研究者及び対日理解を有する各分野の専門家による政府及び知的コミュニティへの発信・提言 令和 8 年度末までに 150 件以上（「ア. 海外の日本研究の推進及び支援関連」にも該当）

【指標 3-6】 各施策の実施による国際対話・ネットワーク形成事業の推進状況

（関連指標）

- ・ 国際対話・ネットワーク形成の実施件数
- ・ 国際対話・ネットワーク形成事業への参加者数
- ・ 国際対話・ネットワーク形成事業共催・協力団体数
- ・ 国際対話・ネットワーク形成事業の報道件数
- ・ 国際対話・ネットワーク形成事業による参加者アンケートの「有意義」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

【指標 3-7】 J0I プログラムの年間裨益者数 46,082 人以上

【指標 3-8】次世代共創パートナーシップ文化の WA2.0-として実施する中高教員交流プログラム参加校において、日本関連の授業・講座等を継続的に実施している学校数 令和 8 年度末までに新たに 120 校以上

<目標の設定及び水準の考え方>

(定量的指標)

【指標 3-2】前期目標を上回る水準（平均 1 人 3 件以上）を目標とする。

【指標 3-3】前期目標（平均 3.75 点以上）と同水準を目標とする。

【指標 3-4】次世代共創パートナーシップ文化の WA2.0-を通じ、大学・シンクタンク等における日本研究者及び対日理解を有する各分野の専門家を令和 15 年度末までに 250 人育成する水準を目標とする。

【指標 3-5】次世代共創パートナーシップ文化の WA2.0-を通じ、大学・シンクタンク等において育成した日本研究者及び対日理解を有する各分野の専門家による政府及び知的コミュニティへの発信・提言を令和 15 年度末までに 500 件とする水準を目標とする。

【指標 3-7】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成 29~令和 2 年度実績平均値（46,082 人/年）を上回る水準を目標とする。

【指標 3-8】次世代共創パートナーシップ文化の WA2.0-として実施する中高教員交流プログラム参加校において、日本関連の授業・講座等を継続的に実施している学校数を令和 15 年度末までに新たに 400 校以上とする水準を目標とする。

(定性的指標)

【指標 3-1】

各国・地域の日本研究環境の維持・発展に資する成果があがっているかについては、当該国・地域における日本研究をめぐる環境やニーズ等を踏まえた事業の実施状況、日本研究関連講座等を通じた人材育成の状況等に係る関連指標の推移や、成果発現に向けた法人の創意工夫等を勘案して、総合的に評価する。

【指標 3-6】

国際的重要課題等についての対話や協働を推進し、またそれらを担う次世代人材の育成や国際的なネットワークの形成に資する成果があがっているかについては、事業形成における関連機関との協働の状況や、事業に関する報道の状況等に係る関連指標の推移や、成果発現に向けた法人の創意工夫等を勘案して、総合的に評価する。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

各国における教育制度変更等の日本研究を取り巻く環境の変化が日本研究者・機関の業績に影響を与える可能性がある。また、新型コロナウイルス感染症に代表されるパンデミック等が目標達成に影響を及ぼす可能性がある。

<重要度の設定>

【重要度：高】

コロナ禍に加え、国際社会における自国中心主義や内向き志向の強まりにより、国同士の交流や連携が停滞しかねない現下の状況認識において、基金は、日本と世界のつながりの維持・発展に資すべく、既存の知的交流に留まらない、幅広い市民・青少年交流層へ裾野を広げた次世代の交流・連携を担う人材育成等の新たな事業展開を行うことが必要である。

(4) 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

日本国内外において国際文化交流活動の意義とその重要性に対する理解、支持を広げ、また民間セクターを始めとする関係者や担い手の活動の一層の充実に資するよう、ウェブサイト、SNS、図書館等を活用した情報提供や広報を強化するとともに、顕彰事業を実施する。更に、我が国を巡る国際環境の変化に留意しつつ、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。

【指標 4-1】 本部 SNS での発信数（投稿数） 中期目標期間中 4,600 件以上
（関連指標）

- ・ 本部 SNS 利用者数

【指標 4-2】 プレスリリースの発出数 中期目標期間中 225 件以上
（関連指標）

- ・ 本部公式ウェブサイトのアクセス数
（関連指標）

- ・ 本部ライブラリーのレファレンス対応件数及び利用者満足度

<目標の設定及び水準の考え方>

（定量的指標）

【指標 4-1】 前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成 29～令和 2 年度実績平均値（4,600 件／年）を上回る水準を目標とする。

【指標 4－2】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成 29～令和 2 年度実績平均値（225 件／年）を上回る水準を目標とする。

（5）海外事務所等の運営

海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築を進め、国際文化交流に関する情報を収集すること等を通じて、現地の事情及びニーズを把握する。事業実施に際しては、関係団体及び在外公館との協力及び連携に努め、海外事務所の施設を効果的かつ効率的に活用する。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努めるとともに、オンラインやデジタル技術を活用した発信強化にも留意する。京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

【指標 5－1】海外事務所催しスペース稼働率（年間） 75%以上

（関連指標）

- ・海外事務所催しスペースにおける事業実施件数（平成 29～令和 2 年度実績平均値 313 件／年）
- ・海外事務所催しスペースにおける事業の来場者・参加者等数（平成 29～令和 2 年度実績平均値 182,867 人／年）

【指標 5－2】海外事務所 SNS 利用者数増加率 中期目標期間終了時点で対令和 2 年度末比 150%以上

【指標 5－3】海外事務所等におけるネットワーク形成の取組状況（年間）
482 件以上

<目標の設定及び水準の考え方>

（定量的指標）

【指標 5－1】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成 29～令和 2 年度実績平均値（75%）を上回る水準を目標とする。

【指標 5－2】海外事務所 SNS 利用者数の目標値は、全海外事務所を対象とし、令和 2 年度末時点の利用者数を中期目標期間終了時点までに 150%以上の増とすることを目指す。

【指標 5－3】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成 29～令和元年度実績平均値（482 件／年）を上回る水準を目標とする（新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和 2 年度を除く）。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

新型コロナウイルス感染症に代表されるパンデミック等に影響を受ける可能性がある。

(6) 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進

基金は、引き続き、特定の国際文化交流事業（国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を含む。）に対する寄附金を受け入れ、当該事業への助成金を交付することにより、寄附に係る制度周知や新規開拓に向けた広報、制度利用への積極的な働きかけを通じて、日本の一般市民や企業による国際文化交流事業への理解増進に努めるものとする。寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応することとする。

【指標6】 特定寄附金の受入れによる国際文化交流事業支援の取組状況

（関連指標）

- ・ 受入金額・助成金交付事業件数（平成29～令和2年度実績平均 431,421 千円／13 件）

<目標の設定及び水準の考え方>

特定寄附金制度を利用する事業の数や寄附金の規模をあらかじめ想定することが難しいため定量的な目標を定めることはできないが、当該指標の達成水準として前期中期目標期間と同程度の水準を維持することを目指す（令和元年度に受入のあった大型案件1件の特定寄附金2,720,800千円を特異値として積算根拠から除外する）。

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織マネジメントの強化

国際環境や政策の変化等の必要に応じて、必要な効率化を図りつつ、人員配置や組織編制を柔軟かつ機動的に見直して、国内外の事業実施体制の適正化に努めるとともに、新たな役割に対応していくための中長期的な人材確保・育成方針を策定し、業務内容の高度化・専門化への対応を図る。また、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の強化や環境整備を推進する。

効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共

有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関等との連絡会を行うことや専門人材の交流を行うこと等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。

なお、海外事務所については、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。また、基金が保有する研修施設の更なる利用促進を図る。

【指標 7-1】人材育成のために実施する研修への参加者数（年間） 670人以上

【指標 7-2】ワーク・ライフ・バランスに関する取組の推進状況（関連指標）

・在宅勤務率（国内全勤労者の平均）

【指標 7-3】研修施設の利用促進に関する取組状況（関連指標）

・日本語国際センター、関西国際センターの研修施設の教室稼働率

<目標の設定及び水準の考え方>

（定量的指標）

【指標 7-1】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成 29～令和 2 年度実績平均値（670 人／年）を上回る水準を目標とする（平成 29 年度に労働法規の改正に伴って実施した研修への参加者数 379 人は一時的要因として除く）。

（2）業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

【指標 8】上記本文に記載の削減率を達成する。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

【指標 9】 給与水準の適正化の取組状況

(関連指標)

- ・ 国家公務員給与と比較したラスパイレス指数
- ・ 総人件費

ウ 調達方法の合理化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。

また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、随意契約を締結する場合は適正な実施を徹底する等、調達の合理化に不断に取り組む。

【指標 10】 調達等合理化計画に基づく取組状況

(3) 業務の電子化

ウィズコロナ・ポストコロナ時代における業務継続性の担保、働き方改革、事業に関わる多様なステイクホルダーの利便性向上等を念頭に、業務の電子化を通じて、業務プロセス全体の最適化・効率化を目指す。

業務の電子化にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PJM O を支援するため、PMO の設置等の体制整備を行う。

【指標 11】 PMO の設置及び支援実績

5. 財務内容の改善に関する事項

(1) 財務運営の適正化

運営費交付金を充当して行う業務については、「4. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作

成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高等の発生要因を分析した上で、運営費交付金債務残高を適正な水準とすべく、厳格に行うものとする。

また、事業の安定的かつ継続的な実施を確保する体制を強化する観点から、国際交流基金の目的に留意しつつ、自己収入の確保に向けて必要な検討を行う。

(2) 安全性を最優先した資金運用

運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。

(3) 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

【指標 12】 保有資産の効率的な活用状況の定期的な検証・見直し

(関連指標)

・パリ日本文化会館の催しスペース稼働率

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施

国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に留意し外務省と相談しつつ、外交と連動した機動的な事業を展開するとともに、各国・地域のニーズや事業毎の実施状況・成果を踏まえつつ基金が各年度に計画する地域・国別事業方針に基づき、戦略的に事業を実施する。

外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、速やかに対応するとともに、やむを得ない事情による事業の中断等及び

海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

海外現地情勢等について在外公館や基金の海外事務所を通じて情報を収集し、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。

なお、「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」については令和 5 年度まで着実に実施するとともに、同プロジェクトの成果も踏まえつつ、「次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ー」を通じて、知的・文化・人的交流や日本語教育支援を実施する。

【指標 13-1】国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、機動的に実施する事業への取組
(関連指標)

・上記事業に対する報道件数

【指標 13-2】基金が年度当初に計画した地域・国別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的に事業を実施。

<重要度、困難度の設定>

【重要度：高】

文化外交の実施機関として、中長期的に計画された事業に加え、国際情勢の変化に応じて機を捉えた事業を行うことが相手国との相互理解の増進等の文化交流の効果をより高めることとなるとともに、その事業の効果が外交上の成果に影響するため。

【困難度：高】

機動的な対応を行うに当たっては、外交日程等に配慮した調整を行いながら事業を実施する必要があるため。

(2) 内部統制の充実・強化

独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じた内部統制強化の取組の実施及び各種規定の見直しを行い、より一層法令順守態勢を徹底する等、理事長がトップマネジメントを発揮することにより、内部統制の実効性向上に努める。

また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。

【指標 14】 中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、1回以上内部監査又は会計監査人の実地もしくはそれに準ずる手段により監査を受ける。

(3) 安全管理

天災や突発的な事件・事故、パンデミック等の非常事態に備えるため、国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）も踏まえながら、脅威情報の収集とそれに基づくリスクアセスメントを的確に実施するとともに、緊急時における行動規範や危機発生時の体制の整備、こうした事態に備えた事前の研修・訓練の実施、必要に応じて事業継続計画の見直し等を図ることで、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全を確保する。

【指標 15-1】 安全対策に関わる態勢の整備・強化の取組状況

【指標 15-2】 国内及び海外関係者向けに感染症対策も含めた安全管理研修の実施 年間 1 回以上

(4) デジタル化の推進

ア ICT を活用した事業の展開

コロナ禍の中での事業実施の経験も踏まえ、今後 ICT を活用した事業の展開の重要度が増すことを念頭に、文化芸術、日本語、日本研究／国際対話・ネットワーク形成等の各分野において、効率的な事業実施の在り方を検討しつつ、地理的制約にとらわれないオンラインの特性を効果的に生かしたポストコロナ時代の新しい国際文化交流の取組を進めることとする。

【指標 16】 ICT を活用した事業の実施状況

(関連指標)

・本部事業による動画コンテンツ配信の年間視聴者数

<目標設定の考え方>

(定性的指標)

各事業分野における ICT を活用した事業の成果については、ニーズに応じたコンテンツの作成・配信状況や、視聴者数に係る関連指標の推移を踏まえ、効果的なアウトカムを生み出すための事業設計等、成果発現に向けた法人の創意工夫等を勘案して、総合的に評価する。

イ 情報セキュリティ対策

過去に情報セキュリティ・インシデントが発生したことも踏まえ、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、デジタル庁を含め関係府省庁と適切な連携を図りつつ、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。その一環として、クラウドサービスの活用を念頭に、令和3年度版統一基準に示される対策又はこれと同等以上の対策を講じた「次世代 IT 環境」を構築する。

<重要度、困難度の設定>

【重要度：高】

オンラインを活用した新たな事業の実施形態等を追求し、ポストコロナ時代における新しい国際文化交流の在り方の創造に繋げていくとともに、情報セキュリティ対策についても引き続き万全を期すよう、業務・組織全般の見直しにおける重要項目として指摘しているため。

【困難度：高】

目標達成に際しては、各国・地域によって異なるデジタル環境や制度等、外部要因に規定される状況にも対応する必要があるため。

独立行政法人国際交流基金に係る政策体系図

外務省の政策体系

地域別外交	領事政策
分野別外交	外交実施体制の整備・強化
広報、文化交流及び報道対策	経済協力

➤ 国際文化交流の促進

中期的な政策課題

- 文化・芸術を通じた日本と国際社会の相互理解の促進
- 海外における日本語教育の質の向上及び日本語への関心層増加、学習者の裾野拡大
- 海外の日本研究支援を通じた対日理解・関心の維持・拡大、対話・協働事業を通じた相互理解・信頼増進

国の基本方針

- 経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2021(令和3年6月閣議決定)

『戦略的対外発信の更なる強化を行う。』

- 成長戦略2021(令和3年6月閣僚会議決定)

『放送コンテンツの海外展開に関し、(中略)地域を含めた日本の魅力の発信を推進する。また、海外放送局への番組の無償提供の取組等を進める』

『日本の魅力を輸出やインバウンドの促進につなげるため、在外公館、(中略)、国際交流基金、JETRO、JNTO等の機関の海外拠点を活用する。』

『外国人材が来日直後から円滑に生活や就労ができ、受入企業や地域に馴染みやすい環境を整えるため、日本語専門家派遣による研修等を通じた諸外国における日本語教師の育成や、助成事業を通じた日本語教育機関の活動の支援、適切な教材や評価方法の開発・提供により、来日前の日本語学習環境の整備を推進する。また、現地との関係機関とも協力した日本文化発信事業等により、海外における日本文化理解の促進及び外国人材の来日意欲の喚起を図る。』

- 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)

『国は、海外における日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、独立行政法人国際交流基金、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。』

- 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画(平成31年3月閣議決定)

『独立行政法人国際交流基金は、(中略)外交政策上重要な国内の大規模祭典の実施の推進に当たっても、その知見と事業を積極的に提供していく。』



次期中期目標期間(令和4年—8年度)において国際交流基金が果たすべき役割

政府の外交政策に基づいて、我が国の文化外交の実施機関として、総合的かつ効率的に国際文化交流事業を実施

- 文化の分野における多様な魅力の発信、対日関心層の拡大
 - 文化芸術交流事業の推進及び支援
 - 海外における日本語教育、学習の推進及び支援
 - 海外日本研究及び国際対話・ネットワーク形成の推進及び支援
- 個別の政策課題への対応
 - 「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」の着実な実施とその成果を踏まえ、「次世代共創パートナーシップ—文化のWA2.0—」を通じて、知的・文化・人的交流や日本語教育支援を実施
 - 外国人材の円滑な受入れ促進に向けた取組等、新たな社需要にも対応した日本語教育の充実

独立行政法人国際交流基金(基金)の使命等と目標との関係

(使命)

国際文化交流を専門的に担う唯一の行政機関として、諸外国の日本に対する理解及び相互理解を促進し、文化その他の分野において世界に貢献することで、良好な国際環境の整備と我が国の調和ある対外関係の維持・発展に寄与することを目的とし、各種の国際文化交流事業を実施。

(現状・課題)

◆強み

- ・国際文化交流に関する専門的な知見を活用し、中長期的な視野の下で、国際文化交流を実施。
- ・国際文化交流を担う機関や人材と幅広いネットワークを構築
- ・在外公館と連携することで、外交上の重要地域・国を踏まえ、機動的・戦略的に事業を展開。

◆弱み・課題

- ・ニーズが高まっている国・地域への適切なリソース配分等、より戦略的な事業の実施
- ・オンライン事業の強化等を通じた効果的な事業の実施

(環境変化)

- コロナ禍により、人の移動が困難な状況が生じており、オンラインを活用した新たな事業の実施形態の追求と、新しい国際文化交流の在り方の創造が求められている。
- 国際社会における自国中心主義や内向き志向の強まりにより、国同士の交流や連携が停滞しかねない現下の状況において、国際文化交流を通じた日本と世界のつながりの維持・発展が求められている。
- 世界の主要国がパブリックディプロマシーにより一層力を入れる中、我が国への理解や良好なイメージの構築の必要性が高まっている。

(中(長)期目標)

- 新型コロナウイルス感染症による影響を注視しつつ、諸外国との活発な交流活動の維持、発展を図るため、オンラインも効果的に活用しながら、ポストコロナ時代における新しい国際文化交流事業に取り組む。
- 日本と各国・地域の友好関係と相互理解の基盤を強化するとともに、日本国内への外国人材の円滑な受入れ等、新たな社会需要にも対応するため、日本語教育事業の充実に取り組む。
- 新たな政策課題にも対応できるような柔軟で機動的な組織運営が求められると同時に、基金がその機能を最大限発揮するための内部統制や業務の電子化・デジタル化といった組織マネジメントの更なる強化に取り組む。